

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当一部支給停止適用決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求のうち、令和 4 年 3 月 4 日付けで支給停止を解除された令和 3 年 1 0 月分の児童扶養手当に係る部分については却下し、その余の部分は棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が令和 3 年 1 1 月 2 4 日付けで請求人に対して行った児童扶養手当一部支給停止適用決定処分（令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 3 年 1 0 月 3 1 日までの児童扶養手当の一部を支給停止とするもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、法の各規定（9 条、9 条の 2、1 0 条、1 1 条、1 3 条の 2 及び 1 3 条の 3）のいずれにも該当せず、本件処分は不当である。

請求人は、平成 1 8 年に貸間業として創業し、毎年確定申告を行う個人事業主で、法 1 3 条の 3 第 1 項の一部支給停止の適用除外者である。

令和2年の「児童扶養手当現況届のお知らせ」は、支給対象者であっても現況届出がない場合は支払が遅れたり一時停止になる可能性があるとして述べており、一部支給停止や減額になるお知らせではない。一時停止とは保留扱いと理解される。

「児童扶養手当現況届のお知らせ（督促）」は、支給対象者が提出期日の令和2年12月4日を過ぎた後に手続を行った場合は定例支払に間に合わない可能性を述べており、提出期日より遅れると減額や一部支給停止になるお知らせではない。また、受給資格権利消滅時効の2年は過ぎていない。

「児童扶養手当法第13条の2の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」は、提出期日が遅れた支給対象者に対して事務は弾力的に判断することを求めている。

令和2年は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により日本国内では緊急事態宣言、海外では移動制限や都市封鎖等、また国際間の空路利用制限規制もあり、ビザ有効期限が切れた人、また近々切れる予定の人に対し救済措置としてビザ更新期限の猶予延長の柔軟な対応も行われた。

世界各国が初の新型コロナウイルス感染拡大防止対策で混乱している中、令和2年7月～8月間の日本帰国を見送ったことによる児童扶養手当現況届の提出の遅れは、事務について弾力的に判断された場合であるなら、やむを得ない相当の事情に該当されるべきで、本件処分は取り消されるべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、令和4年3月4日付けで支給停止を解除された令和3年10月分の児童扶養手当に係る部分については不適法であるから行政不服審査法45条1項の規定を適用して却下し、そ

の余の部分の取消しを求める審査請求については理由がないから同条2項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 4月 7日	諮問
令和5年 5月29日	審議（第78回第4部会）
令和5年 6月26日	審議（第79回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件処分（一部支給停止処分）のうち、令和3年10月分の児童扶養手当に係る部分を対象として審査請求ができるか否かについて

処分庁は、本件処分により支給停止した令和2年11月1日から令和3年10月31日までの請求人に係る手当のうち、令和3年10月分について、令和4年3月4日付けで一部支給停止の適用を除外決定するとともに支給停止を解除し、支給停止していた手当額23,010円を請求人に支給したことが認められる。

そうすると、請求人は、本件処分のうち令和3年10月分の手当に係る部分については、取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、当該部分の取消しを求める審査請求は、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。

- 2 本件処分のうち、令和3年10月分の手当に係る部分（上記1）を除く部分について

### (1) 法令の定め

ア 法4条1項1号イは、市長（特別区の区長を含む。以下「区長」と読み替える。）は、父母が婚姻を解消した児童の母がそ

の児童を監護するときは、その母に対し、児童扶養手当を支給すると規定している。

イ 法5条1項は、手当は月を単位として支給するものとする。そして、令和2年4月以降の同項で定める基本額及び同条2項1号の加算額は、法5条1項、法5条の2第1項及び3項並びに児童扶養手当法施行令（以下「法施行令」という。）2条の2第1項の規定（令和2年政令第96号（令和2年4月1日施行）による改正後から令和4年政令第109号（令和4年4月1日施行）による改正前までの間のもの）により、それぞれ43,160円及び10,190円とされている。

なお、平成27年2月の時点では、手当の額は41,020円、同法5条2項が定める対象児童が二人以上である場合の二人目の額は5,000円とされていた。

ウ 法6条1項は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が、手当の支給を受けるには区長の認定を受けなければならないとしている。

エ 法7条3項は、手当の支払期月を毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の六期にそれぞれの前月までの分を支払うと定めているが、請求人に係る法13条の3第1項に定める経過した日の属する月（次項才参照）である平成27年1月の時点では、毎年4月、8月及び12月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うとされていた。

オ 法13条の3第1項は、受給資格者に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（認定請求の日に3歳未満の児童を監護する受給資格者は、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月から起算して5年を経過したとき。以下「5年等満了月」という。）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しないと規定し、同項ただ

し書で、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができないと規定している。

カ また、法13条の3第2項は、「受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない」と定めている。

そして、法施行令8条及び児童扶養手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）24条の5によると、当該事由に該当する場合とは、受給資格者が就業している場合、求職活動を行っている場合等とされている。

キ 法13条の3第2項の規定（上記カ）の適用を受けている者（同条1項による手当の一部支給停止の適用除外とされている者）が引き続き同項の適用を受けるためには、毎年8月1日から同月31日までの間に適用除外事由届出書及びその事由を明らかにする書類を提出しなければならないとされている（法28条及び法施行規則3条の4第2項）。

ク 「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」（平成20年3月31日付雇児福発第0331001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知。以下「課長通知」という。）Ⅱ・1及び2は、受給資格者は5年等満了月の属する年の翌年以降の毎年8月1日から31日までの間において、手当の支給機関等に来庁し、適用除外事由届出書等を提出するものとされ、支給機関等はその旨を6月中に当該受給資格者に対して事前通知するとされ、8月末日までに適用除外事由届出書等の提出がされない場合は、課長通知Ⅰ・3に準じて、当該受給資格者に当該書類の提出又は来庁を促すこととされる。その

結果、一部支給停止の適用除外事由に該当することを確認したときは、11月から翌年の10月まで一部支給停止の適用除外とすること、とされている。

また、課長通知Ⅲ・2は、一部支給停止の適用となった後、一部支給停止の適用除外事由に該当するに至った受給資格者に係る事務に関して、適用除外事由届出書等が提出された場合の事務の項の最後に、一部支給停止の適用除外事由に該当するに至った月の末日までに適用除外事由届出書等が提出されず、提出できないやむを得ない事情がない場合において、その翌月以降に適用除外事由届出書等が提出され、かつ、提出された証明書類により、提出された月において一部支給停止の適用除外事由に該当することを確認したときには、当該提出された月から翌年の10月まで一部支給停止の適用除外とすることとしている。これは、一部支給停止の適用除外事由に該当することが確認できない場合には、一部支給停止を適用することを前提とした趣旨と解される。

なお、課長通知の定めは、手当の一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務の取扱いについて全国の市町村長に周知する目的で厚生労働省が取りまとめたものであることから、法の趣旨にかなう合理的なものといえる。

- (2) これを本件についてみると、処分庁は、請求人の令和2年10月分までの手当について、法13条の3第2項に該当すると認定し、一部支給停止の適用除外としていたものである。

処分庁は、課長通知Ⅱ・1及び2に従って、請求人に対して、令和2年6月26日付けで同年11月分以降の手当に係る適用除外事由届出書等の提出（提出期限同年8月31日）について事前通知を行ったが、請求人から期限内に適用除外事由届出書等が提出されなかった。そのため、同年11月分以降の手当は一部支給停止の適用を受ける状態にあった（上記(1)・ク課長通知Ⅰ及び

Ⅱ)。

処分庁は、令和2年11月9日付けの通知により期限を同年12月4日として、再度令和3年6月30日付けの通知により期限を同年8月31日として、請求人に対して、適用除外事由届出書等の提出を促したことが認められる。

処分庁は、令和3年10月25日に收受した適用除外事由届出書及び2年分（令和2年度分及び令和3年度分）の現況届等を確認し、同年11月1日に来庁した請求人からの居住状況等の聴き取りを行ったことが認められる。

処分庁は、請求人が従前から適用除外事由届の手続を行っているため、毎年8月に手続が必要なことは当然理解しているはずであり、手続について処分庁へ問合せをすることは十分可能であったにもかかわらず、令和3年10月18日まで処分庁に問合せがなかったことなどから、適用除外事由届出書の提出ができなかったことにやむを得ない事情（課長通知Ⅰ・3・(7)）はなかったと認定したことが認められる。

そして、処分庁は、請求人に対して、法13条の3第1項の規定に基づき、児童扶養手当の一部支給停止を適用する本件処分を行ったことが認められる。

一部支給停止の期間について、当初、処分庁は、令和2年11月1日から令和3年10月31日までとして本件処分を行った。そして、処分庁は、本件審査請求提起後の令和4年3月4日付けで、このうち令和3年10月1日から同月31日までについては、課長通知Ⅲ・2を根拠として、法13条の3第1項の規定の適用除外と認定し、一部支給停止の期間を令和2年11月1日から令和3年9月30日までに変更したことが認められる。

そうすると、本件処分のうち、令和3年10月分の手当に係る部分（上記1）を除く部分については、上記(1)の法令等の定めに従ってなされたものということができ、違法又は不当な点は認め

られない。

なお、一部支給停止の額は、法13条の3第1項により、5年等満了月（本件では平成27年1月から起算）の翌月に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができないと規定されているところ（上記(1)・オ）、平成27年2月における手当の額46,020円の2分の1に相当する額は23,010円であり、本件処分による期間中における一部支給停止の額23,010円はこれを超えていないことが認められる。

(3) 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、法13条の3第1項の規定により手当の一部を支給停止する本件処分が法令の規定に則ったものであると認められることは上記(2)のとおりであり、請求人の主張をもってしても、これを違法又は不当として取り消すべきものと判断することはできない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子